

社会教育委員会報告書

家庭教育支援のあり方



平成31年2月

平成29・30年度 御殿場市社会教育委員会

平成29・30年度 社会教育委員会報告書

「家庭教育支援のあり方」をテーマに社会教育委員会で討議した結果について
次のとおり報告します。

平成31年2月20日

御殿場市教育委員会教育長 勝又 将雄 様

御殿場市社会教育委員会

委員長	滝	口	兼	光
副委員長	川	口	修	江
委員	青	木	元	広
委員	大	塚	勇	介
委員	勝	又	淳	
委員	田	代	みよ	子
委員	濱	田	宏	美
委員	小	野	智	子
委員	齋	藤	治	俊
委員	御	宿	和	実
委員	勝	間	田	清
委員	芹	澤	美	智
委員	岩	瀬	恵	子
委員	杉	山	葉	子

目 次

1. はじめに	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 1
2. 家庭教育の現状と課題	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2
3. 御殿場市の傾向と課題	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3
4. 提 言	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 8
○ 出 典	・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 10

平成29・30年度社会教育委員会報告書

1 はじめに

平成27、28年度社会教育委員会報告では、平成28年4月施行の「御殿場市子ども条例」を踏まえ、社会教育分野でこの内容を行動に移すため、「子どもの健全育成について」と題し、幅広く提言を行った。

子どもの健全育成のため具体的に何ができるのか討議し、地域全体で子どもを見守り育てる具体的な提案の他、家庭教育に関しては「親への子育てについての啓発を行う」などの提案もあったが、議論の過程では、価値観が多様化する中、そこへ踏み込むことの難しさが意見として挙げられた。

そこで平成29・30年度の研究報告では、家庭教育支援にテーマを絞ることとした。

教育基本法第10条第1項には、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有する」とあり、同条第2項で「国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。」とある。

つまり、「家庭教育支援」とは、親が行うべき「子の教育」を支援することであり、支援の対象は親である。対して児童福祉・厚生分野が行う「子育て支援」は、子どもに対する直接的な支援や乳幼児をもつ保護者を対象にしている。

しかしながら、本市の子ども条例、子ども条例行動計画では、社会総がかりで子どもの育ちを支援することが謳われているため、本稿では「家庭教育支援」も「子育て支援」も市の事業として総体的に捉え検討し、提言を行うこととする。

本市の家庭教育支援の現状とあるべき家庭教育支援のあり方とは何か、それぞれに活動母体を持つ各委員が協議し、検討した。

2. 家庭教育の現状と課題

まず家庭教育の全国的な現状を把握するため、平成28年度に文部科学省が実施した「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」調査をもとに整理した。その結果、主に次の課題があることがわかった。

(1) スマートホン等の利用について

現在は、スマホ世代と呼ばれるほどスマートホンは身近な存在である。スマートホンは、便利であるため利用者の低年齢化がどんどん進行している。今では小学校の高学年になると50%弱の子供がスマートホン等を所持しており、中学生になると80%以上の子供が所持している。また年齢が上がるとともに利用時間も増えている。利用に際し、「特にルールをつくっていない」家庭は21.9%で最も高く、次に「利用できる時間を制限している」が15.9%、「フィルタリングの設定をしている」が10.9%となっている。

(2) 家庭教育の主体について

家庭教育の主体は女性であり、平日の約90%は女性が主体となっている。休日には、男性が主体になることもあり、子供とふれあう時間の男女差は小さくなるが、やはり女性がふれあう時間が長く、女性が主体となっている。そのためなのか悩みや不安は、男性よりも女性が多い。また、悩みや不安のある女性の割合は、平成20年度の調査よりも平成28年度の調査のほうが6%高くなっている。

(3) 家庭教育の負担について

家庭教育や子育てについて負担に感じることは、「経済的な負担」が52.3%となり最も高く、次に「時間的な余裕がないこと」が27.3%、「精神的な負担」が25.5%となっている。また子供の年齢別で見ると、子供の年齢が上がるにつれて「経済的な負担」がさらに高くなり、「時間的な余裕がないこと」、「精神的な負担」は低くなる傾向がある。

3. 御殿場市の傾向と課題

(1) 御殿場市の傾向

御殿場市において、全国と同じ調査を実施することができなかつたため、御殿場市が主催の事業において参加者にアンケート調査を実施するとともに、平成29年3月の「消費生活並びに消費者アンケート」、平成28年6月の「男女共同参画に関するアンケート調査」により現状を把握することとした。そのため、すべてにおいて正確な比較はできないが、講座への参加者同士やスマートホンの利用等、分野によっては比較でき、またある程度の傾向はつかむことができた。それに加え、社会教育委員の日頃の活動から得ている情報で御殿場市の現状を把握した。

御殿場市の傾向を全国的な傾向と比べてみると、「スマートホン等の利用について」と「家庭教育の主体について」においては全国的な傾向とおおよそ同様の傾向である。「家庭教育の負担」については多少異なり、「時間的な余裕がないこと」、「精神的な負担」が全国よりも高い傾向にある。また乳幼児のいる家庭では、子供の居場所や一時預かりサービスや親子がふれ合うイベントを望む声が多い。実際に家庭教育に関する講座等に参加してよかった点として、気分転換が図れたことを上げる参加者が多いことも特徴である。

(2) 課題

①スマートホン等の利用について

御殿場市においても子供や子育てでのスマートホン、インターネット利用については、課題になっている。特に家庭でルールを作らない、フィルタリングをかけない等で利用すること、使用の低年齢化、子育てでの利用は全国と同様である。平成29年3月の本市「消費生活並びに消費者アンケート」によると、「携帯、スマホ、タブレット端末等の使用時間について取り決めがある」と回答した保護者は45.1%であった。全国に比べ割合は高いが、それでも半数以上の家庭が何のルールも決めていないことがわかる。

また、委員からは、ブックスタート事業の場で、連れてきた上の子にスマホで

遊ばせているなど、スマホの悪影響についての問題意識のなさを危惧する声があった。

保護者が、子育て等にスマートホン等を利用するメリットとして考えられることは、知育に活用できる、子供をあやすのに使える、友達と情報共有に使える、調べ物に使える、子供と連絡が取れる、何処にいるかわかる等がある。

デメリットとして、どのような影響が出るかわからない、子供の身体に影響する、ネグレクト(育児放棄)しやすくなる、勉強不足になる、依存症に陥る、教育に良くないサイトにアクセスする等がある。この中で一番問題なのは、どのような影響が出るかわからないことである。子供の身体への影響について、長時間の使用は目に悪い影響を与えることはわかっているが、それ以外のことについて現在も研究はされているが、まだはっきりしたことがわかっていない。

小学生、中学生、高校生になると、スマートホン等は利用時間が増加するほど学力が低下することや夜遅くまで利用することで睡眠時間の減少により規則正しい生活が乱れてしまうという研究事例がある。中には、ゲーム障害となり普段の生活が破綻することもある。犯罪に関しても、自撮り被害をはじめとした児童ポルノの被害やワンクリック詐欺にあうこともある。

スマートホン等は便利だが弊害もあるので、家庭でルールを作り、必要な知識を身につけて使用していかなければならない。また保護者がメリットと考えている中にもスマートホン等を利用しなければならないというものは安全に関わることで、それ以外は利用しなくてもよいことである。

②家庭教育の主体について

御殿場市においても家庭教育や子育ての主体は女性である。平成28年6月に市民を対象に実施した「男女共同参画に関するアンケート調査」の結果によると、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての設問に対し、「そのとおりだと思う」「ある程度はそう思う」と答えた人は40.5%に上り、固定的な性別役割分担意識が依然として残っていることがわかる。そのため女性が様々な多くの負担を負っている。男性の家庭教育への参加や地域の関わり・協力を増やし、女性の負担軽減を図っていく必要がある。

③家庭教育の負担について

ア. 居場所について

以前は、放課後でも学校に残り遊ぶなどして子供の居場所があったが、今は、学校に残ることもできず、放課後に子供が安全にたむろできる居場所が減少し、子供の居場所がなくなってきた。そのため、友達と遊べない、遊ばない子供が増え、友達との関わり方がわからなくなっている。

イ. ひとり親家庭について

ひとり親家庭は、平成27年国勢調査によると御殿場市で2,665世帯あり、全世帯(31,495世帯)の約8.4%にあたる。ひとり親家庭は、ひとり親が生計維持と子育てを一人で担うことになるため、バランスをとるのが難しい。生計維持のため、仕事の時間を増やすと子育てに費やせる時間が制約され、子育ての時間を増やすと収入が減少し、生計維持が厳しくなる。しかし、子どもの健全な成長には生計と子育ての両立が必要である。そのためには、経済的支援はもとより、経済的支援以外も必要である。

「平成28年静岡県ひとり親世帯生活実態調査」では、小中学生がいるひとり親家庭で望まれている支援として進学・進路相談支援、放課後の学習支援、地域での居場所・体験学習・通学合宿、子ども食堂が挙げられている。

④広報について

御殿場市の家庭教育や子育て支援事業は参加者の満足度は比較的高く、参加して良かったという意見が多い。しかし、各事業への参加者が積極的に興味を持っている人だけで、無関心あるいは消極的な人は知らないことも多いため、全体的な家庭教育力の向上につながり難い。消極的な人たちにも事業を知ってもらい、参加を促す必要がある。

委員からは、SNSなどを情報発信に活用すべきであるとの意見がある一方、子ども家庭センターで年に1回発行している子育て支援事業計画「みんなあつまれ」は、非常に有用であるとの意見もあった。

(3) 御殿場市の家庭教育支援事業の類型

現在実施している御殿場市の主な家庭教育支援事業を次のとおり分類した。

①「保護者を対象とした家庭教育」支援事業

	事業名	対 象			
		0～6歳 未就学児	7～12歳 小学生	13～15歳 中学生	16～18歳 高校生
1	子育てサロン	●			
2	楽しい子育て教室	●			
3	聞きたい！知りたい！離乳食	●			
4	むし歯予防の考え方～歯を守るために今必要なこと～	●			
5	子育て学習講座（親学）	●	●		
6	家庭教育学級運営委員研修会		●		
7	はればれダイヤル		●	●	●
8	こどもすこやか相談	●	●	●	●
9	家庭児童相談	●	●	●	●

②「子供に直接的に働きかける」支援事業

	事業名	対 象			
		0～6歳	7～12歳	13～15歳	16～18歳
		未就学児	小学生	中学生	高校生
1	あかちゃんと運動&ストレッチ	●			
2	アタッチメント ベビーマッサージ	●			
3	ドレミファランド	●			
4	絵本となかよし	●			
5	放課後子ども教室		●		
6	はればれダイヤル		●	●	●
7	こどもすこやか相談	●	●	●	●
8	家庭児童相談	●	●	●	●

①の「保護者を対象とした家庭教育」支援事業とは、保護者の教育力を伸ばし、保護者が子供に働きかけることによる効果を期待する支援事業である。それに対して、②の「子供に直接的に働きかける」支援事業とは、子供の参加を求め、有資格者や専門家達が子供に直接的に働きかける支援である。親と子が一緒に参加する場合もある。またはればれダイヤルなどの相談事業は、保護者、子供の両方を対象としている。

このように分類してみると、御殿場市の支援事業は未就学児を対象とした事業が多く、中学生や高校生を対象とした支援事業は少ない。中学生、高校生は、少しずつ自立していく時期でもあり、また思春期でもあるため、様々な支援を必要とすると考えられるが、支援を受けにくい状況である。

4. 提言

これらのことから、次の5点について提言する。

(1) スマートホン利用について

家庭でスマートホン等を正しく利用してもらうため、危険性や注意事項の啓発活動、家庭でのルールづくりを推進していく。現在も親学講座や警察、販売会社により啓発活動を実施しているが、学校全体として体制を構築し、事業を推進していく。また親はスマートホンを使用するにあたり、約束事を決めたと考えていても、子供は自由に使用できると考えていることもある。そのようなことがないようなルールづくりの啓発活動を進める。

ほかにも、使用に関しての啓発活動だけでなく、スマートホンを使用しなくてもできることや使用しないことの良さなどの啓発活動を進める。



(2) 家庭教育の主体について

父親や祖父母、地域も家庭教育の主体となるよう家庭の意識改革を推進し、母親の負担を軽減する。それとともに父親も参加できる親子ふれあい行事等を拡充し、父親の家庭教育への参加を促す。現在も事業を行っているが、父親が参加できる事業はまだまだ少ない。保育園で実施している一日保育体験事業（試行）など興味深い事業もあるので、それらの事業を積極的に推進する。

.

(3) 家庭教育の負担について

①居場所づくりについて

居場所づくりとして、まず施設面の整備がある。御殿場市には交流センターふじざくらがあるが、それだけでなく自由に遊べて交流できる図書館等の整備をする。対象としては、未就学児等の小さい子供だけでなく、中学生、高校生も気軽に利用できるとうい。また現在実施している放課後児童クラブ、放課後子ども教室事業を拡充するとともに、市内の公民館や地区コミュニティ供用施設等を活用して、ひとり親家庭の子供達の居場所づくり、各地区の公民館等を拠点とした地域のお年寄りと子供たちがスポーツや文化活動により楽しく交流できる事業を拡充することで居場所づくりを行う。



②中学生、高校生への支援等について

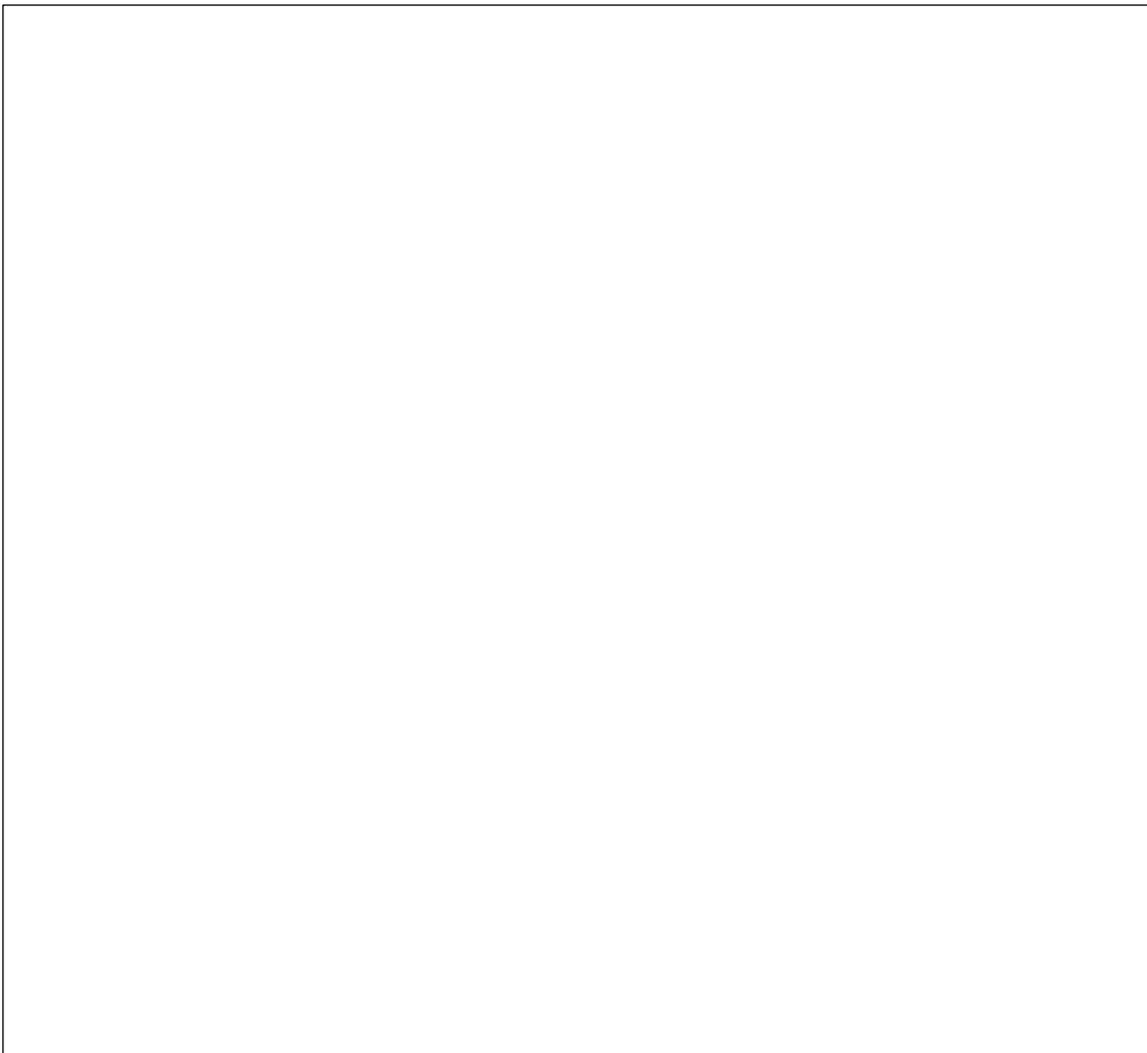
中学生、高校生、その保護者に対して進学・進路相談支援をはじめ、どのような支援事業が必要かを社会教育、学校教育の視点をあわせて調査研究し、支援できる事業を展開する。

また今日、教員の働き方改革の議論にあわせて部活動の活動日数、活動時間、更には指導体制のあり方等が検討されている。中学生、高校生にとって、部活動が自己実現、居場所づくり、仲間づくり等について大きな存在となるよう地域総がかりで支援していけるよう、様々な検討状況を視野に入れて検討していく必要がある。



(4) 広報について

御殿場市の事業は、有益な事業が多いので、消極的な家庭でも参加したくなるように広報を工夫する。現在は、インターネットで広報する時代ではあるが、紙による広報も重要である。事業を直接対象者に案内するには、紙媒体の方が紹介しやすいし、なによりその場で内容を見てもらえる。またポスティングは、消極的な家庭に対して有効な広報活動である。未就学児を対象とした事業は年間事業をまとめた冊子があり便利であるため、小学生版等の作成を検討する。



○出 典

- ・平成 28 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」(抜粋)
- ・御殿場市楽しい子育て教室参加者アンケート
- ・消費生活並びに消費者アンケート概要
- ・御殿場市男女共同参画に関するアンケート調査結果 (抜粋)
- ・平成 28 年静岡県ひとり親世帯生活実態調査

社会教育委員会報告書
「家庭教育支援のあり方」

発行 平成31年2月
発行者 御殿場市社会教育委員会
事務局 御殿場市萩原483
御殿場市教育委員会社会教育課
電話 0550-82-0339 FAX 0550-81-0370